

[事案 29-161] 配当金支払請求

・平成 30 年 5 月 30 日 裁定不調

<事案の概要>

保険料払込満了時の受取金額が設計書記載の金額であることの確認を求めて、申立てのあったもの。

<申立人の主張>

昭和 62 年 12 月に契約した養老保険について、募集人が、「2,000 万円は確実に受け取れる」と何度も説明しながら、設計書の満期時受取額について「まさに約 3.5 倍入る」などの書込みをした一方、満期時積立配当金が相場の変動によって左右されることの説明をしなかったことなどから、保険料払込満了時の一括受取金が設計書記載の金額であることを確認したい。または、募集人に重大な説明義務違反があったため、不法行為に基づく慰謝料を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求には応じられない。

- (1) 申立人が設計書の説明を受けたと主張する元職員が当社に入社したのは本契約後の昭和 63 年 3 月であり、当該職員は契約に関わっていない。
- (2) 満期時受取額を構成する満期時積立配当金については、変動することがある旨を説明していることから、満期時受取額に記載の金額で契約は締結されていない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。なお、募集人は退職済みであり、協力を得られなかったため、事情聴取を実施できなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、設計書記載の満期時受取金が確定額であるという内容の契約が成立したとは認められず、募集人に説明義務違反があるとも認められないが、設計書の書込みについては満期時受取額について申立人に誤解を抱かせる可能性もあったものと本件において判断されることから、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、申立人から和解案を受諾しないとの回答があったため、手続を終了した。